

整備箇所整理表										
市町村名	所管・管理者	海岸保全区域 指定済	海岸名 (地域名・学名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性		2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点		8. 維持又は修繕の方法 日常巡視や臨時点検に際しては、特に海岸環境の状況の変化に留意する。
				津波	侵食	計画天端高 (現況天端高)	津波	侵食	環境 利用	
大船渡市	水・市		千歳漁港海岸	崖海岸の入り江を利用した港で、ホタテ、ホヤ、ワカツメ漁が中心。漁港は高台に位置し、千歳海岸は景勝地として有名。	(一)	(一)	(一)	(一)	○ ○ ○	現状の海岸環境を維持する。 漁港施設の利用に配慮する。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：  
 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など  
 ●津波対策、○浸食などの海岸保全対策、△保守点検等  
 環境対応：  
 利用対応：  
 ○ □

## 海岸保全施設の整備方針図



0 100 250 500m

青報寺島

唐丹 湾

185

松原

人  
石

楊良山

新島

死骨崎

反磯

大船渡市

釜石山

千歳漁港海岸  
○○

大船渡市

千歳



所管
港湾局
水国土局
水産庁
農振興局
林野庁

大

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■■■■
新設	■	■	■■■■
既設改良	■	■	■■■■■

----- 海岸保全区域の  
指定がない区域

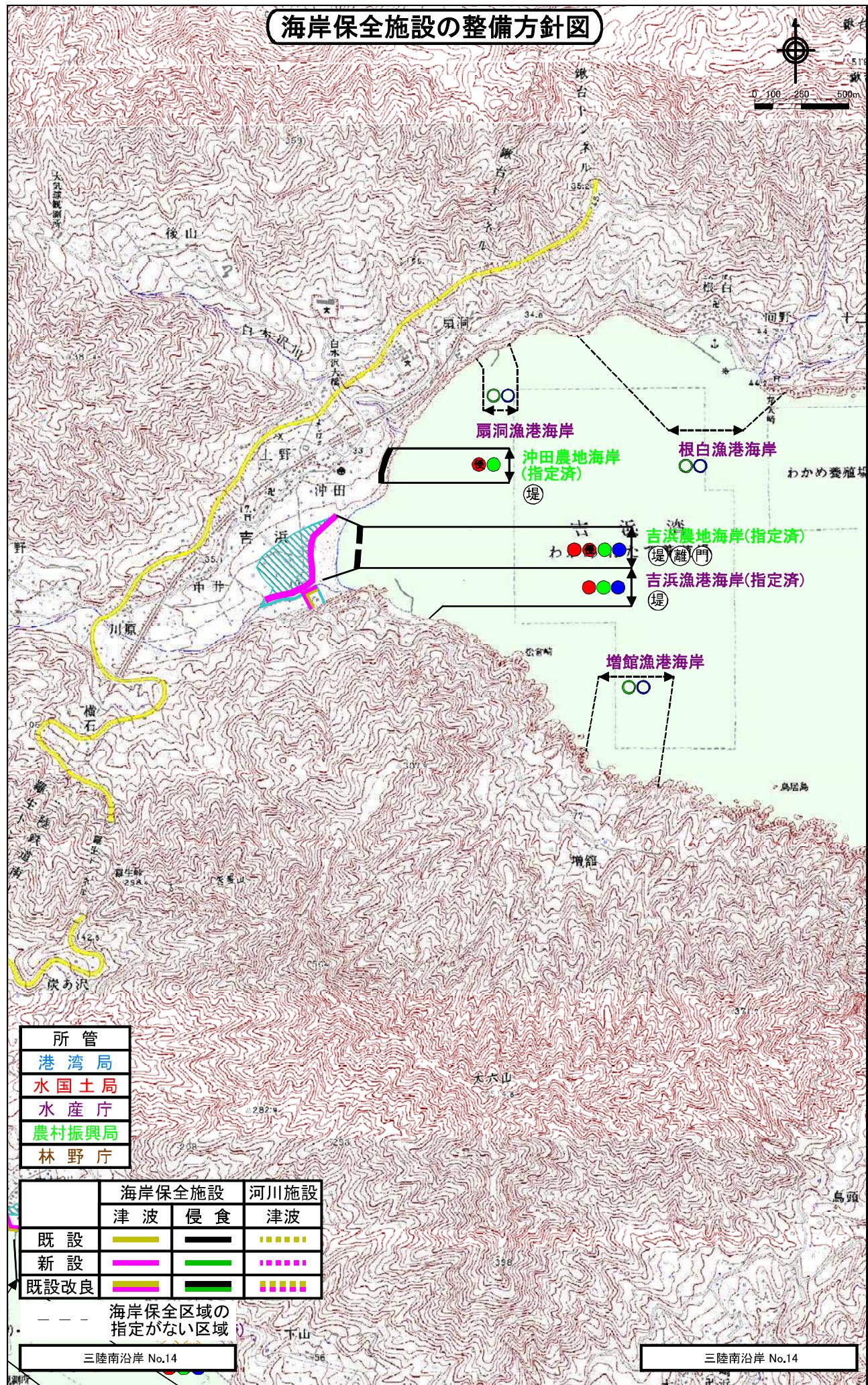
三陸南沿岸 No.13

三陸南沿岸 No.13

整備箇所整理表									
海岸保全区域 市町村名	所管・管理者 指定済	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性 津波 計画天端高 (現況天端高)	2. 防護水準 (堤防等の高さ) 津波 侵食		3. 海岸で特に必要な観点 必要性 防護 環境 利用		4. 海岸管理者が実施する施策 ○ 現状の海岸環境の維持。 ○ 渔港施設の利用に配慮する。	5. 海岸管理(整備)目標 ○ 現状の海岸環境を維持する。 ○ 渔港施設の利用に配慮する。
				計画天端高 (現況天端高)	津波 侵食	津 食 波	津 食 波		
大船渡市	吉浜湾	相白漁港海岸	吉浜港の漁業部、崖岸に立地する小港、刺網、イカ釣りが中心、ワカメ漁が中心、漁港は背後の丘陵地に形成。	(一)	(一)	(一)	(一)	○ 現状の海岸環境の維持。 ○ 渔港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を維持する。 現状の漁港施設の利用に配慮する。
大船渡市	吉浜湾	扇洞漁港海岸	吉浜港の漁業部、崖地に立地する。海水浴場として利用され、サケも網上する。	(一)	(一)	(一)	(一)	△ 墓碑対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を実施して、その整備に必要な施設を検討して、その整備を実施する。 ○ 海岸保全に必要な施設を検討して、その整備を実施する。	現状の海岸環境の維持。 現状の漁港施設の利用に配慮する。
大船渡市	吉浜湾	沖田農地海岸	吉浜川の河口に位置する。海水浴場として利用され、サケも網上する。	T.P+4.50m (4.50m)	●	(一)	(一)	△ 墓碑対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を整備して、その整備を実施して、その整備を実施する。	現状の海岸環境の維持。 現状の漁港施設の利用に配慮する。
大船渡市	吉浜湾	吉浜農地海岸	吉浜川の河口に位置する。海水浴場として利用され、サケも網上する。	T.P+7.15m (7.15m)	●	(一)	(一)	△ 墓碑対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を実施して、その整備を実施する。	現状の海岸環境の維持。 現状の漁港施設の利用に配慮する。
大船渡市	吉浜湾	吉浜農地海岸	吉浜港の漁業部、吉浜川の河口に位置する。刺網、ワカツメ等が中心。	T.P+7.15m (7.15m)	●	(一)	(一)	△ 墓碑対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を実施して、その整備を実施する。	現状の海岸環境の維持。 現状の漁港施設の利用に配慮する。
大船渡市	吉浜湾	吉浜漁港海岸	吉浜港の漁業部、吉浜川の河口に位置する。刺網、ワカツメ等が中心。	T.P+7.15m (7.15m)	●	(一)	(一)	△ 墓碑対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ● 津波対策施設を実施して、その整備を実施する。	現状の海岸環境の維持。 現状の漁港施設の利用に配慮する。
大船渡市	吉浜湾	増館漁港海岸	崖海岸の入り江を利用した人工港で、刺網、ワカツメ等が中心。集落は高台に立地。	(一)	(一)	(一)	(一)	○ 現状の海岸環境の維持。 ○ 渔港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境の維持。
大船渡市	吉浜湾	吉浜漁港海岸	吉浜港の漁業部、吉浜川の河口に位置する。刺網、ワカツメ等が中心。	(一)	(一)	(一)	(一)	○ 現状の海岸環境の維持。 ○ 渔港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境の維持。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：国土交通省 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○曇天などの海岸保全対策、△保守点検等  
海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など  
環境対応：◎ 利用対応：□

## 海岸保全施設の整備方針図



海岸保全区域		海岸名 (地域名・学名や一般的な呼称)		海岸の特性		防護水準 (堤防等の高さ)		海岸で特に必要な観点		施設整備をうえでの配慮事項	
市町村名	所管・管理者	湾	要指定	津波	侵食	計画天端高 (現況天端高)	津波	環境 食	環境 波	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの配慮事項
大分県 臼杵市	農業振興局 水産局	林野庁 小国港海岸	● ○	崖海岸の入り江を利用した港が中心、築港は離れ高台に立地。	小国港海岸	(一)	(一)	○ □	○ □	現状の海岸環境の維持。 漁港施設の利用に配慮する。	8. 維持又は修繕の方法 日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：国土交通省 港：港湾局 防護対応：  
 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など  
 環境対応：  
 利用対応：

# 海岸保全施設の整備方針図



0 100 250 500m

吉  
浜  
湾

長崎町

小壁漁港海岸



北里大学

大 船 渡 市

吉崎

所管
港湾局
水国土局
水産庁
農振興局
林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■■■■
新設	■	■	■■■■
既設改良	■	■	■■■■■

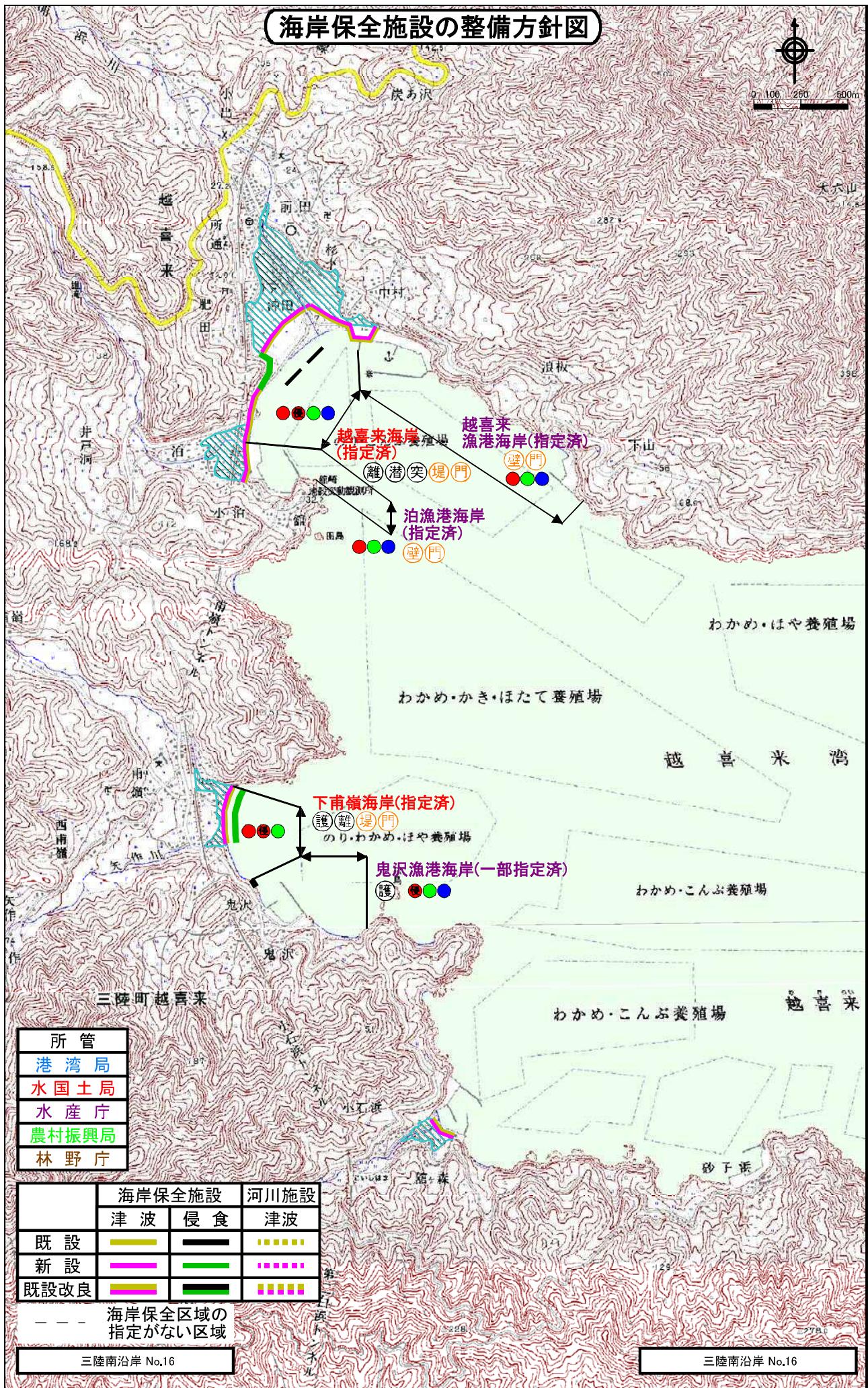
----- 海岸保全区域の  
指定がない区域

三陸南沿岸 No.15

三陸南沿岸 No.15

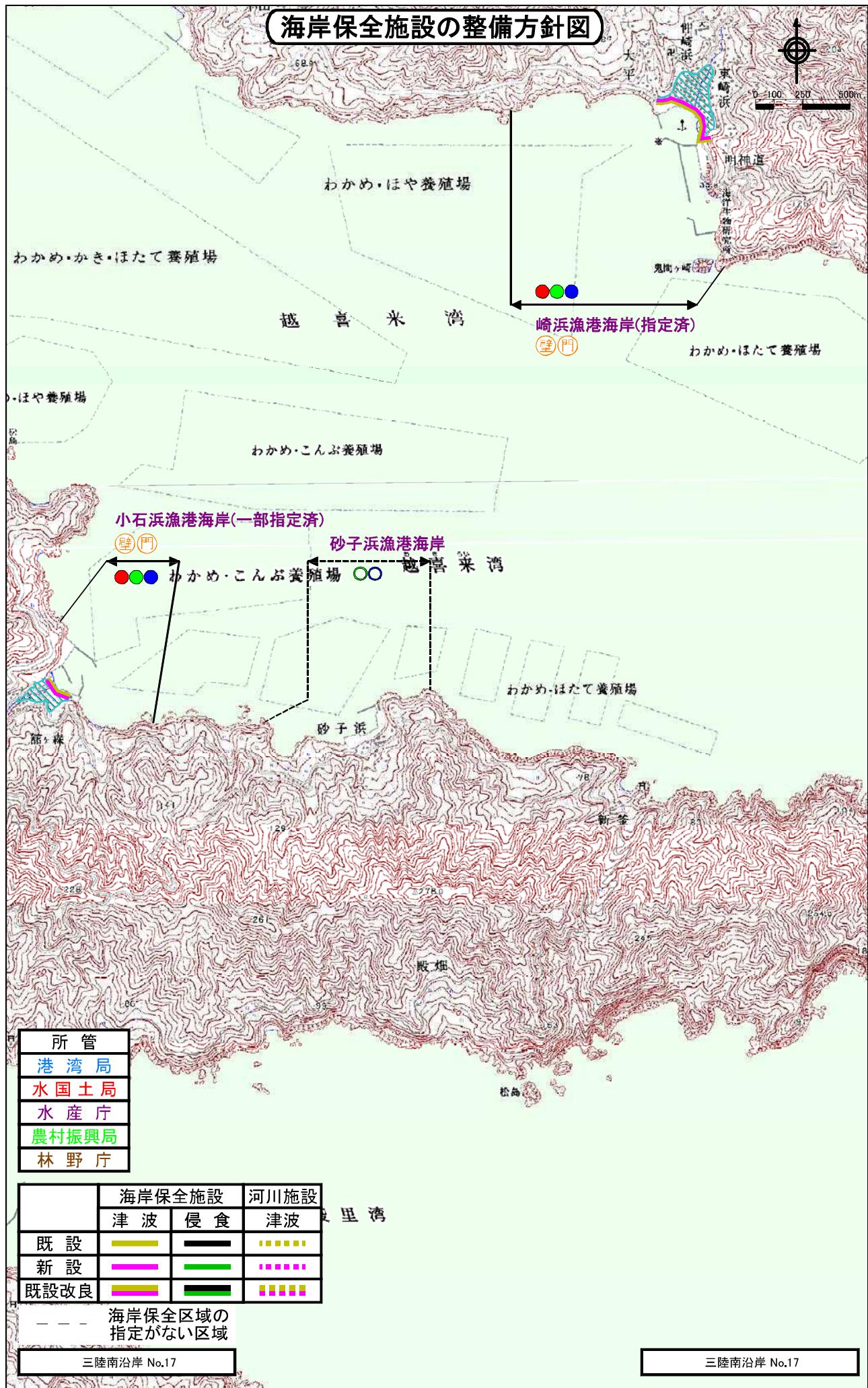
整備箇所整理表												
市町村名	海岸保全区域 湾	海岸名 (地名・名字や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防の高さ)		3. 洋岸で特に必要な観点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行なううえでの地図における配慮事項	
				津波	浸食	防護	津波					
大船渡市	越喜来溝	越喜来漁港海岸	越喜来溝の湾奥部に位置する砂浜海岸。イカ釣り、背景には農地や民家。	T.P+11.50m (7.90m)	(一)	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保全施設の安定を確保する。 ○ 沖合漁港施設の利用に配慮する。	計画天端高 (現況天端高) T.P+11.50m (7.90m)	津波	浸食	防護	胸壁＝255m 陸門基	日常巡視・台風や地震等の発生後に定期点検及び5年に回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。 沿岸漁業施設等環境に配慮する。
大船渡市	越喜来溝	越喜来海岸	越喜来溝の河口に位置する砂浜海岸。周囲は農地や民家。	T.P+11.50m (7.90m)	(一)	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ○ 海岸保全に必要な施設を検討して、そ の実現に伴う施設の充実や、防護・保全施 設の維持管理を実施して、施設の安定を確 保する。 △ 現状の海岸環境を維持する。 ○ 利用者の快適性を高めらるための質の 高い海岸整備を検討し推進する。	T.P+11.50m (7.90m)	津波	浸食	防護	堤防＝895m 橋台基 水門基 陸門基 (L=120m) 人工堤2基	日常巡視・台風や地震等の発生後に定期点検及び5年に回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。 沿岸漁業施設等環境に配慮する。
大船渡市	越喜来溝	泊泊海岸	越喜来溝の河口に位置する小港で、泊泊漁港事業が中心である。裏側は高台に立地。	T.P+11.50m (7.90m)	(一)	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保全施設の安定を確保する。 ○ 沖合漁港施設の利用に配慮する。	T.P+11.50m (7.90m)	津波	浸食	防護	胸壁＝255m 陸門基	日常巡視・台風や地震等の発生後に定期点検及び5年に回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。
大船渡市	越喜来溝	下南綿海岸	南綿川の河口に位置し、波浪が高い。前浜は農地や農地。	T.P+11.50m (7.90m)	(一)	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 ○ 海岸保全に必要な施設を検討して、そ の実現に伴う施設の充実や、防護・保全施 設の維持管理を実施して、施設の安定を確 保する。 △ 現状の海岸環境を維持する。	T.P+11.50m (7.90m)	津波	浸食	防護	堤防＝334m 水門基 護岸＝6m 護岸堤2基 (L=240m)	日常巡視・台風や地震等の発生後に定期点検及び5年に回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 日常巡視や臨時点検に際しては、特に汀線の変化に留意する。
大船渡市	越喜来溝	鬼沢漁港海岸	越喜来溝の河口に位置し、漁業者たる山居の平地に立地。	T.P+4.30m (4.30m)	(一)	○ 侵食に対する安全性を確保するための整備を行なう。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保全施 設の維持管理を実施して、施設の安定を確 保する。 ○ 岩礁環境の保全に努める。	T.P+4.30m (4.30m)	津波	浸食	防護	護岸＝75.0m	日常巡視・台風や地震等の発生後に定期点検及び5年に回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。 日常巡視や臨時点検に際しては、特に汀線の変化に留意する。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河・水国土局 港：港湾局  
海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など  
防護対応：●津波対策、○浸食などの海岸保全対策、△保守点検等  
環境対応：○  
利用対応：□

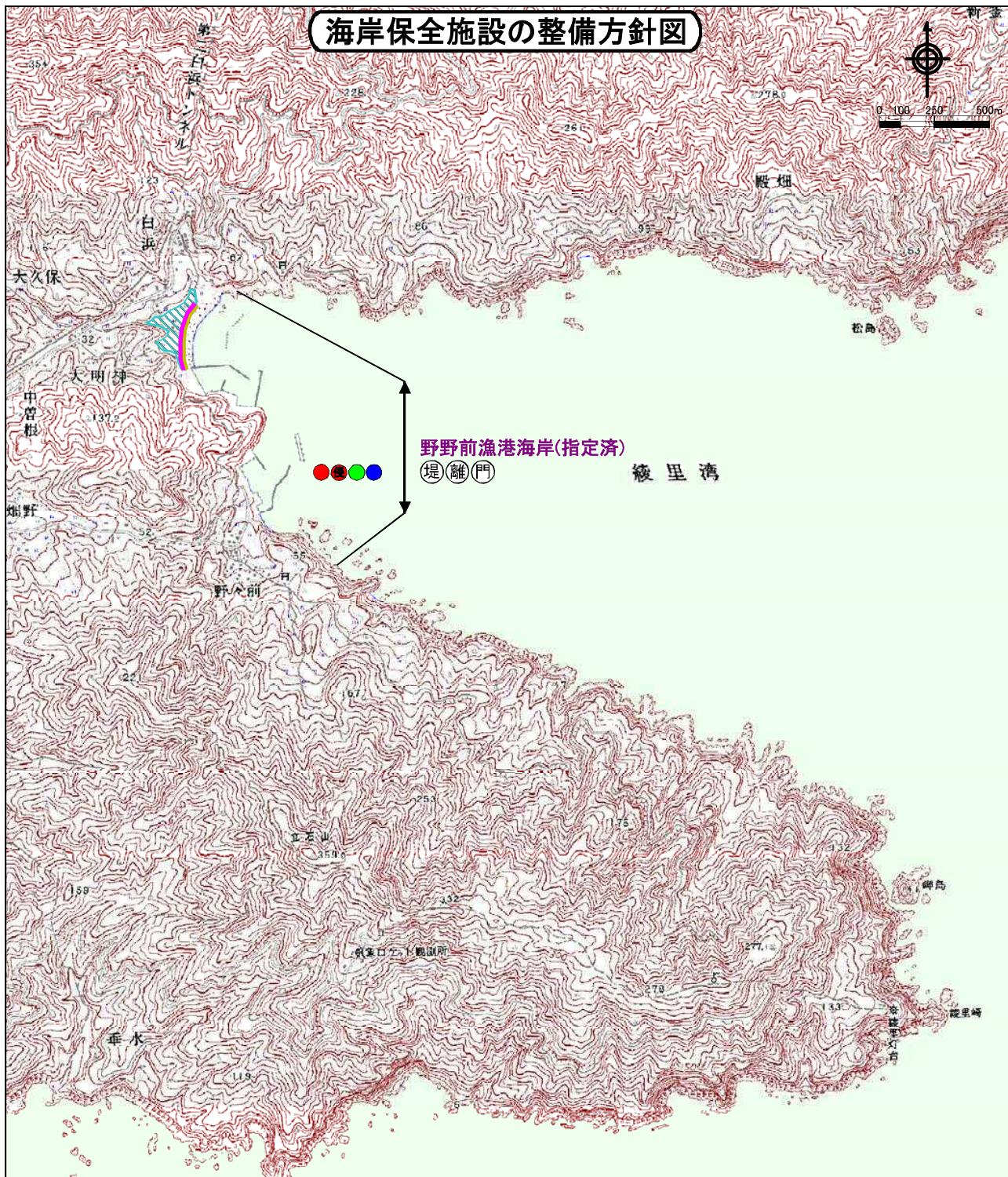


整備箇所整理表														
海岸保全区域 市町村名	所管・管理者 指定済	海岸名 (地域名・学名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性 津波 計画天端高 (現況天端高)	2. 防護水準 (堤防等の高さ) 津波 侵食		3. 海岸で特に必要な観点 必要		4. 海岸管理者が実施する施策 防護 環境 浸食 利用		5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの配慮事項 地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法	
				津波	侵食	津	波	波	食	環境	浸食	利用	施設	
大船渡市	越喜来湾	崎浜漁港海岸	漁港背後の堤防やかな斜面に集落がある斜面海岸など立地。	T.P+11.50m (7.90m)	(一)	●	●	●	○	△	天津波対策施設を整備して津波への防護設備体制の充実や、防護・保全施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 漁港・漁場の保全に努める。 漁港施設の利用に配慮する。	施設高T.P.+11.50mの海壁 天端高T.P.+11.50mの海壁 水門(自動化)、陸閘(遠隔化) を整備する。 現状の油害・漏洩を継承する。	漁港景観の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとに回復度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
大船渡市	越喜来湾	小石浜漁港海岸	山間部に開けた漁港で、周囲は崖海岸から成り、集落は背後の斜面に立地。	T.P+11.50m (7.90m)	(一)	●	●	●	○	△	天津波対策施設を整備して津波への防護設備体制の充実や、防護・保全施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 漁港・漁場の保全に努める。 漁港施設の利用に配慮する。	手漕高T.P.+11.50mの海壁 天端高T.P.+11.50mの海壁 水門(自動化)、 陸閘(遠隔化)を整備する。 現状の油害・漏洩を継承する。	漁港景観の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとに回復度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
大船渡市	越喜来湾	砂子浜漁港海岸	山間部に開けた小漁港で、完備編成は海岸沿い、集落は背後の丘陵地に立地。	(一)	(一)	●	●	●	○	○	○	現状の海岸環境の継承。 漁港施設の利用に配慮する。	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年ごとに回復度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：国土交通省 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○浸食などの海岸保全対策、△保守点検等 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など 環境対応：○ 利用対応：□														

## 海岸保全施設の整備方針図



△保点候等  
○津波対策、○食事などの海岸保全対策、  
●津波対策、  
○環境対応：□  
○利用対応：□



	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■■■■
新設	■	■	■■■■
既設改良	■	■	■■■■

----- 海岸保全区域の  
指定がない区域

三陸南沿岸 No.18

三陸南沿岸 No.18

整備箇所整理表													
海岸保全区域 市町村名	所管・管理者 指定済	海岸名 (地図名・学名や一般的な呼称)	海岸の特性 津波 侵食 計画天端高 (現況天端高)	3. 海岸で特に必要な観点 2. 防護水準 (堤防等の高さ)			4. 海岸管理者が実施する施策 防護 環境 利用			5. 海岸管理(整備)目標 ●津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △保守点検体制の充実や、防護・保全施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ○当該景観の保全に努める。 □漁港施設の利用に配慮する。	6. 海岸保全施設整備概要 胸壁L=807m 水門3基 陸閘4基	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項 ●漁業者の調整に配慮する。 ○漁業者の調整に配慮する。	8. 維持又は修繕の方法 ●日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年間に亘る定期点検を実施し、適切な維持修繕を行う。 △施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行ふ。
				津波 侵食	計画天端高 (現況天端高)	津 波	侵 食	計划天端高 (現況天端高)	胸壁L=807m 水門3基 陸閘4基				
大船渡市	水・県	綾里漁港海岸 (綾里)	綾里川の河口に位置するるいはを用いた良港で、大部分が崖海岸になっている。集落は高台に立地。	T.P+11.80m (7.90m)	(一)	●	●	●	●	●	●		
大船渡市	水・県	綾里漁港海岸 (石浜)	綾里地区と駿島を挟んで位置する入江を利用した良港で、周囲は崖海岸となっている。	T.P+11.80m (-)	(一)	●	●	●	●	●	●		
大船渡市	水・市	小路漁港海岸 (田の尻)	鹿海岸の入り江を利用して漁引き網漁は高台に立地。	(一)	(一)	—	○	○	—	—	—		
大船渡市	水・市	小路漁港海岸 (小路)	鹿海岸の入り江を利用して漁引き網漁は高台に立地。	(一)	(一)	—	○	○	—	—	—		
大船渡市	水・市	合足漁港海岸 赤崎地区	海岸線直後に海岸防備林を配置して、保安林背後で、周囲は崖海岸となっている。集落は高台に立地。	(一)	(一)	T.P+2.50m (2.50m)	○	○	—	—	—		
大船渡市	農・県	合足漁港海岸 赤崎地区	合足漁港の背後で、合足川の河口に位置する。	T.P+14.10m (9.00m)	(一)	●	●	●	●	●	●		
大船渡市	水・市	長崎漁港海岸	半島先端部に位置し、崖海岸で、集落は高台に立地。	(一)	(一)	(一)	○	○	—	—	—		

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：国土交通省 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○津波対策、○晨食などの海岸保全対策、△保守点検等  
環境対応：◎利用対応：□

## 海岸保全施設の整備方針図

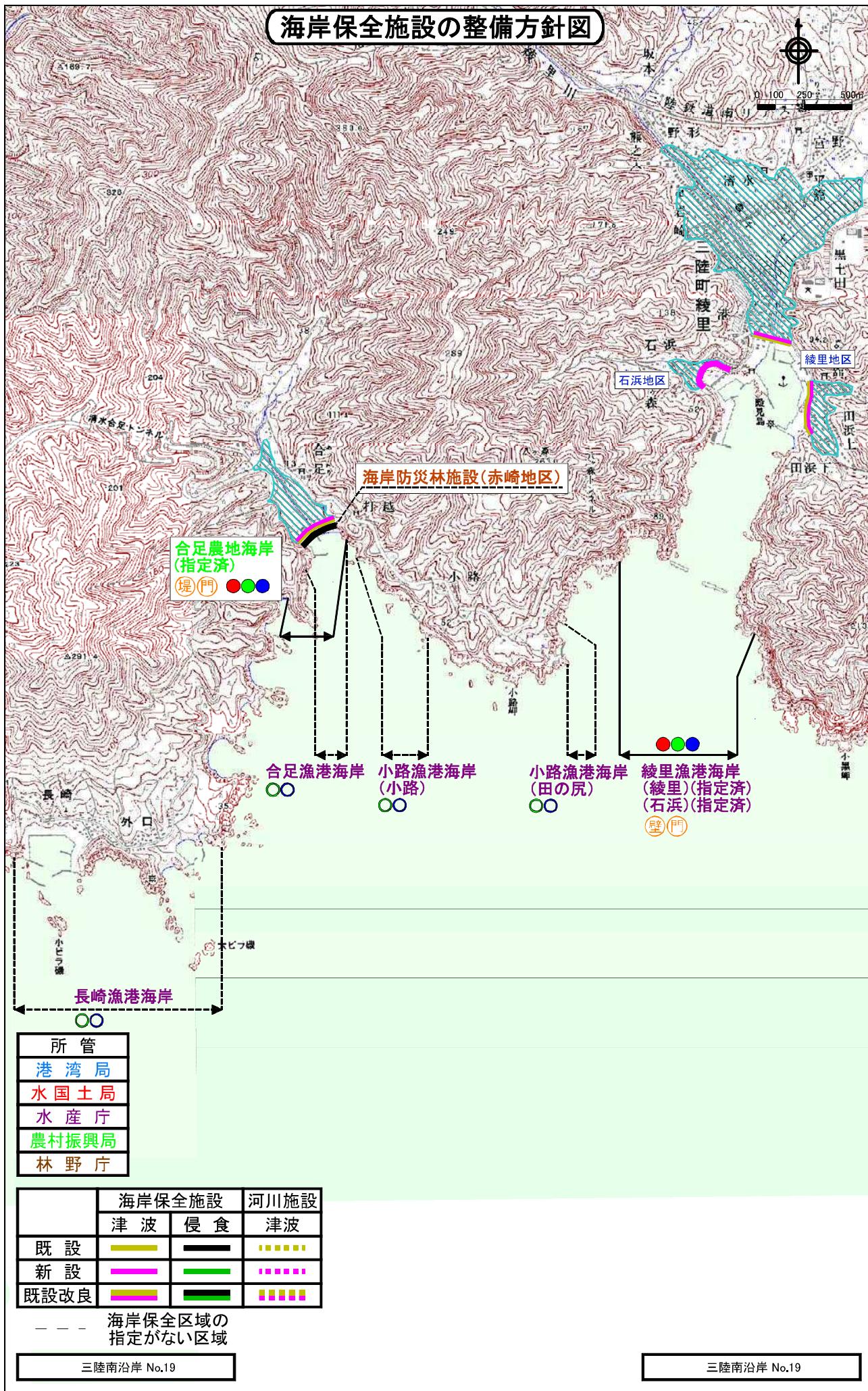


表 理 整 所 箇 備 整

